

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月1日から49年3月22日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、途中転勤はあったものの、申立期間を含め、A株式会社に継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった給与所得の源泉徴収票、一緒に転勤したとする元同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し(昭和48年8月1日に同社C事業所から同社B事業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和49年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、オンラインの記録上、当該事業所は、平成9年7月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の所在が不明のため回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月及び同年 4 月、63 年 2 月、63 年 4 月及び同年 5 月、平成 2 年 12 月及び 3 年 1 月、5 年 8 月及び同年 9 月並びに 6 年 3 月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 63 年 2 月
③ 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月
④ 平成 2 年 12 月及び 3 年 1 月
⑤ 平成 5 年 8 月及び同年 9 月
⑥ 平成 6 年 3 月

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は転職の都度、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、金融機関において国民年金保険料を納付しており、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は、転職の都度に国民健康保険と同時に A 市役所で行ったと主張するが、同市役所では国民健康保険に加入していなかったことが確認できるとともに、国民年金の納付に係る記録が無いとしている。

また、オンライン記録によると、全申立期間については、平成 21 年 9 月に資格得喪記録が訂正されたことにより、整備されたものであることが確認でき、当該整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の記憶する保険料額は、全

申立期間の保険料額と相違しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は6回に及び、特に申立期間②及び③並びに⑤及び⑥は接近しており、いずれの機会においても関係行政機関が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 307（事案 79 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 11 月まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間当時、A 市役所に勤務する叔父から国民年金には必ず加入するよう勧められ、妻が市役所で加入手続を行ったはずであり、申立期間について、未加入とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立人の妻は申立期間中に、厚生年金保険に加入していることが確認でき、社会保険庁(当時)の国民年金被保険者台帳において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和 52 年 12 月 8 日に任意加入したものとされていることから、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ないこと、iii) 社会保険庁(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 12 月に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金の加入を示す事情として、新たに叔父の証言が得られたとしているが、叔父から聴取しても、申立人に対し国民年金への加入は勧めたが、加入したか分からない旨供述しており、申立てを裏付ける供述は得られなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 42 年 3 月に市役所に婚姻届を提出する際、国民年金の加入を勧められ、婚姻届の提出と併せて加入手続をし、加入後は、母がその都度国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 3 月に結婚し、婚姻届の手続の際に、A 市役所で国民年金に加入したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の同手帳記号番号は、50 年 12 月 26 日に連番で払い出されており、それを前提とすると申立期間のうち 42 年 4 月から 48 年 9 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は申立期間当時、A 市以外へ住所を異動しておらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は既に死亡しており、父親から聴取しても具体的な証言は得られない上、申立人自身が保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、昭和 42 年 3 月に夫が市役所に婚姻届を提出する際、国民年金の加入を勧められ、婚姻届の提出と併せて加入手続をし、加入後は、母がその都度国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 3 月に結婚し、婚姻届の手続の際に、夫が A 市役所で国民年金に加入したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の同手帳記号番号は、50 年 12 月 26 日に連番で払い出されており、それを前提とすると申立期間のうち 42 年 4 月から 48 年 9 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は申立期間当時、A 市以外へ住所を異動しておらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は既に死亡しており、父親から聴取しても具体的な証言は得られない上、申立人自身が保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月並びに同年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月
② 昭和 58 年 6 月及び同年 7 月
③ 昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A 事業所を退職した後、B 市役所の窓口で国民年金と国民健康保険の加入手続をし、保険料を納付していたはずであり、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月 27 日に C 社会保険事務所（当時）から B 市に払い出されていることが確認でき、また、オンライン記録上、申立人は同年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで国民年金への加入が確認できることから、申立人は同年 12 月 1 日以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点では、申立期間のうち①及び②の期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない。

また、戸籍の附票によると、申立人は昭和 56 年 3 月 23 日以降、B 市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳は 1 冊のみであると供述しているところ、当該手帳には、昭和 60 年 12 月 1 日に初めて被保険者資格を取得した旨の押印がある上、オンライン記録及び B 市が保管する国民年金加入状況調査

票（電子データ）の被保険者資格取得の記録といずれにおいても申立期間は未加入とされており、これらの記録に反して申立人が申立期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間に非常勤職員としてA事業所に勤務した。給与から当該保険料が控除されていたと思われるので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと思われる旨主張しているが、申立人が勤務したとする事業所では、「申立人が昭和 61 年 11 月（入職日は不明）から同年 12 月 30 日まで非常勤職員として勤務したことは間違いないが、勤務期間が短期であったことから、社会保険には加入させなかった。したがって、厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、申立人が提出した給与の明細が記載された給与袋及び当該事業所が保管する給与控除一覧表（いずれも昭和 61 年 12 月 30 日支給分）によると、給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す記載が無いことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 46 年 2 月 1 日から 1 年ぐらい A 事業所に勤務していた記憶があるが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同事業所での厚生年金保険の加入期間は 46 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの 3 月のみとされていることが分かった。

申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立人が勤務していたとする A 事業所は、申立期間当時、関連する B 事業所において厚生年金保険の適用事業所とされていたことが確認できる。

しかしながら、元同僚から提出のあった A 事業所が発行していた申立期間当時の社内報の写しをみると、申立人は昭和 46 年 2 月 1 日付け A 事業所に入社、同年 4 月 30 日に退社との記載があり、申立期間について勤務実態が確認できない。

なお、元同僚から提出のあった社内報について、申立人と同様、社内報の新入社員紹介の欄に記載のあった 4 人は、社内報に記載された入社日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるほか、退職者記載欄に記載のあった 2 人は、社内報に記載された退社日の翌日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認でき、社内報の記載内容はオンライン記録と一致している。

また、当該事業所を管理している上部機関では、「当機関は、平成 14 年に設立されたが、それ以前の関係資料等はないので分からない。」旨回答して

おり申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚で所在の確認できた者 2 人及びオンライン記録上、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者で申立人の被保険者整理番号の前後の者 10 人に申立人の勤務実態について照会し、7 人から回答があったが、申立人の具体的な勤務期間を特定できる供述及び申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿上、申立人が当該事業所に勤務したとする昭和 46 年 2 月から 47 年 1 月までにおいて被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 23 日から同年 6 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所から提出のあった雇用職員名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所に照会したところ、「当該名簿によれば、申立てに係る雇用期間は昭和 58 年 5 月 23 日から同年 6 月 29 日までの 2 か月以内であり、厚生年金保険被保険者の適用除外（2 か月以内の期間を定めて使用される者）に該当することとなるため、加入手続は行っておらず、給与から保険料も控除していない。」旨回答している。

なお、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している 21 人について、その加入期間を調査したところ、加入期間が 2 か月以内の者は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、こ

のほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。